

# 秋田県弓道連盟表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、本連盟の発展に貢献したものを表彰し、本連盟の発展に寄与することを目的とする。

## (会長表彰)

第2条 会長は、会員で次の各号のいずれかに該当するときは、表彰することができる。

- (1) 25年以上本連盟に加盟し、その成績優秀と認められるもの
- (2) 功労賞を贈る表彰
  - ア 全日本大会優勝、またはこれに準ずる成績(3位まで)
  - イ 東北大会連続優勝、またはこれに準ずる成績(3位まで)
  - ウ 全県大会三連勝、またはこれに準ずる成績(3位まで)
- (3) 本連盟の各大会上位入賞の表彰

## (連盟表彰)

第3条 本連盟の発展に著しい功績があり、他の模範と認められるものは連盟表彰とする。

## (被表彰者)

第4条 会長または秋田県に在住する地域団体及び地域弓道同好者並びに学校弓道同好者の推薦を受け、役員会の承認を得て表彰する。

## (表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、定時(理事総会)表彰及び随時表彰とする。

## 附則

この規程は、昭和53年4月1日から適用する。

昭和62年4月12日一部改正

平成17年4月10日一部改正